

13 妊産婦の労働時間及び休日（法第66条）

- ① 妊産婦（妊娠中の女性及び産後1年を経過していない女性）が請求した場合には、1箇月単位の変形労働時間制、1年単位の変形労働時間制又は1週間の非定型的変形労働時間制の制度の中であっても1日8時間及び1週間40時間の範囲を超えて労働させることはできません。
- ② 妊産婦が請求した場合には、時間外・休日労働又は深夜業をさせてはなりません。

○留意点

ア 1箇月単位の変形労働時間制、1年単位の変形労働時間制又は1週間単位の変形労働時間制がとられる場合に、これらの制度により1日又は1週間の法定労働時間を超える時間について請求することができるもので、この請求は、1日又は1週間の法定労働時間を超える時間の全部又は一部についても、認められるものです。

イ 妊産婦の時間外労働若しくは休日労働のみの請求、深夜業についてのみの請求又はそれぞれについて部分的な請求も認められますので、使用者はその請求された範囲で妊産婦を就労させればよいことになります。

法第41条に該当する者については、労働時間に関しては適用がなく、深夜業については請求された範囲内で深夜業の制限を受けることとなります。

14 法定労働時間早見表

特例措置対象事業場が、1年単位の変形労働時間制等、労働時間制度の弾力的運用を行う場合、週の法定労働時間が40時間となる等、特例が外れる場合があります。

これらの関係をまとめると下記のようになります。

（1）定 義

- ① 年少者 …………… 満15才以上18才未満の労働者
- ② 特例措置対象事業場 … 常時10人未満の労働者を使用する法別表第1第8号・10号（映画の製作を除く）・13号・14号の事業場
 - 8号 …… 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
 - 10号 …… 映画の映写、演劇その他興行の事業
 - 13号 …… 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
 - 14号 …… 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業